

## ○愛媛県消防広域相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、愛媛県内の消防広域相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の発生に際し、これの鎮圧及び被害の軽減を図るため、愛媛県内の市町及び消防一部事務組合（以下「市町等」という。）における消防の相互応援体制を確立し、もって不測の事態に対処することを目的とする。

（協定区域及び対象）

第2条 この協定の実施区域は、愛媛県全域とする。

（災害の種別及び規模）

第3条 この協定の対象とする災害は、被災地の市町等の消防力のみでは災害の防御が困難又は困難が予想される規模で、次に掲げる災害とする。

- （1）大規模な地震、風水害等の自然災害
- （2）林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模な火災
- （3）航空機災害、列車事故等の集団救急救助事故
- （4）前3号に掲げるもののほか、応援を必要とする特殊な災害事故等

（応援要請）

第4条 前条各号に掲げる災害が発生した場合は、被災地の市町等の長（以下「受援側の長」という。）は、他の市町等の長（以下「応援側の長」という。）に応援消火隊、救助隊、救急隊、化学隊その他必要な部隊（以下「応援隊」という。）の派遣を要請することができる。

2 前項の規定による要請を受けた応援側の長は、その管轄する区域の消防業務に支障のない範囲内において、要請に基づき必要な応援を迅速にしなければならない。

3 応援側の市町等の長が、近隣市町等の境界付近に発生した火災、救急救助事故等（以下「近隣火災等」という。）を覚知し、応援隊を派遣した場合は、これを第1項の規定による要請に基づく応援とみなす。

4 前項に規定する場合において、応援側の市町等の長が派遣する応援隊の数は、原則1隊（消防ポンプ自動車等1台及び必要な資機材）とする。ただし、近隣火災等の規模により適宜応援隊を増強することができるものとする。

（応援要請方法等）

第5条 応援の要請方法等は、愛媛県消防広域相互応援計画に基づくものとする。

（応援の体制）

第6条 応援の体制は、次に掲げるものとする。

- （1）第1次広域応援体制 第3条各号に掲げる災害が発生した場合に、応援隊がおおむね30分以内に被災地に到着できるもの
- （2）第2次広域応援体制 第3条各号に掲げる災害が発生した場合に、応援隊がおおむね60分以内に被災地に到着できるもの
- （3）その他の広域応援体制 前2号に掲げるもののほか、被害の状況に応じ、その都度要請に基づき派遣するもの

（応援隊の派遣）

第7条 応援側の長は、受援側の長から第1次広域応援、第2次広域応援等の要請を受けたときは、第13条に定める消防力に基づき直ちに必要な応援隊を派遣しなければならない。この場合において、応援側の長は、次に掲げる事項を明確にして受援側の長に通報するものとする。

- （1）応援隊の長（職・氏名）
- （2）応援隊の出発日時及び到着（予定）日時
- （3）応援隊の出動場所
- （4）応援隊の人員、車両及び資機材の種別及び数量
- （5）その他必要な事項

2 応援隊を派遣した応援側の長は、事後、速やかに前項各号に掲げる事項を明記した文書を受援側の長に提出しなければならない。

（応援隊の指揮）

第8条 応援隊の指揮は、被災地の現場最高指揮者が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、被災地の現場最高指揮者は、直接応援隊を指揮することができるものとする。

（報告）

第9条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を被災地の現場最高指揮者又は現場指揮本部に報告するものとする。

(経費の負担)

第10条 応援隊の応援に要する経費の負担は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1) 応援に要した人件費(応援隊員の手当、旅費、日当、宿泊費等)、車両及び資機材の燃料、機械器具の破損処理、被服の補修等の経費は、応援側の長の負担とする。ただし、資機材等(消火薬剤を含む。)で、受援側の要請により調達又は立て替えたもののほか、応援活動中の食料、燃料補給等の経費は、受援側の長の負担とする。

(2) 応援隊員の公務災害補償費、事故等により生じた経費は、応援側の長の負担とする。ただし、被災地において行った救急治療費は、受援側の長の負担とする。

(3) 応援隊員が、応援活動中に第三者又は土地・建物等に損害を与えた場合においては、受援側の長が、その賠償の責に任ずる。ただし、被災地への出勤又は帰路途上において発生したものについては、この限りではない。

(4) 応援隊員の重大な過失により発生した事故に要する損害は、応援側の長の負担とする。

(5) 前各号に定めるもののほか、応援に要する経費の負担については、その都度当事者間において協議の上、負担区分を決定するものとする。

(情報等の交換)

第11条 市町等は、この協定の効率的な運用を図るため、毎年4月1日現在の消防力に関する必要な情報等を別に定める様式に取りまとめ、同月20日までに他の市町等と相互に交換するものとする。

(改廃)

第12条 この協定を改正し、又は廃止する場合は、協定者が協議の上、行うものとする。

(運用)

第13条 この協定に定めるもののほか、応援隊の消防力等必要な事項については、愛媛県消防長会において協議の上、決定する。

附則

1 この協定は、令和2年4月1日から施行する。

2 平成18年3月1日付けで締結した愛媛県消防広域相互応援協定書は、令和2年3月31日をもって廃止する。

3 この協定の締結を証するため、本書25通を作成し、愛媛県知事、市町等の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年3月31日

愛媛県知事

松山市長

今治市長

宇和島市長

八幡浜市長

新居浜市

西条市長

大洲市長

伊予市長

四国中央市長

西予市長

東温市長

上島町長

久万高原町長

松前町長

砥部町長

内子町長

伊方町長

松野町長

鬼北町長

愛南町長

宇和島地区広域事務組合長

八幡浜地区施設事務組合長

大洲地区広域消防事務組合長

伊予消防等事務組合長